



性の担保が別になされているシステム上で申請・許可処分を確認できるもの等については、対象外としている。見直しの流れとしては、3ステップで行い、まず、該当する事務のうち、所管課が電子的に手続を完結する必要があるものを調査により洗い出し、次に文書管理規則その他対象事務の根拠となる例規の改正を進め、合わせて電子署名を行うための LGPKI カードを利用するパソコンにソフトウェアをダウンロードする等の環境整備を行う。対象事務は別紙2のとおりで、令和8年4月1日から電子署名へ切り替えることとしたい。

最後に電子署名への切替と同時に進めることとして、オンライン申請できる環境整備はもとより、許可処分段階の後、使用料・占用料等の納付が必要となる場合には、納付段階について電子的に納付ができるようにする等、一環して事務の電子化を進めていく必要があるため、令和8年4月1日を目途に関係部署で調整を進めていく。

本部長 特に質問・意見等なければ、本件については了承とし、第430回狛江市行財政改革推進本部会議を終了する。